津市監査委員告示第4号

令和7年2月27日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づく監査の結果を、 令和7年3月28日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に 基づき、公表する。

令和7年3月31日

津市監査委員 小 津 直 久 津市監査委員 安 藤 友 昭 津市監査委員 安 井 広 伸 津市監査委員 安 積 むつみ

第1 請求の受理

- 1 受理年月日 本件監査請求書は、令和7年2月27日に受理した。
- 2 請求人の住所・氏名住所 津市氏名 前 田 茂 穂
- 3 請求の概要

本件監査請求書、事実を証する書面及び令和7年3月17日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 主張の要旨(ほぼ原文のまま記載)

請求人(甲)

該当職員(乙)河芸総合支所長、地域振興課長、総務担当主幹 該当自治会(丙)津市認可地縁団体〇〇自治会 該当(丙)の会長(丁)

ア (乙)は、この2年間「自治会長報償金は、津市の行政組織の一部ではないので私らには、調査する権限がない。」と主張してきた。

しかし、(添付4)「6その他」に「調査することがあります。」との文言が記されている。公文書の発行主体が「津市河地」とあるので、河芸総合支所地域振興課には調査権限がある。その権限を行使しないのは、公金の使途の調査をしない不当な行為にあたる。

特に、住民監査請求を受けた同一年度内の同一自治会の過大請求である。

- (乙)は、(甲)の申し立て(令和5年度監査と比較して約30世帯増加する。)に真摯に向き合うべきであった。実際は約10世帯の増加であった。
- イ (丁)は、度重なる過大請求を行い、また、監査結果を受けて返金処理した事実そのものを隠蔽し、自身の責任を逃れようとしている。また、広報などの部数報告は、町内会長であって、(丁)は、それをまとめただけで責任がないと主張している。しかし、町内会長の部数報告に予備を上乗せした町・自治会交付金申請書及び自治会長報償金についての全責任は、(丁)にあるのは明白である。

- (2) 措置の請求
 - ア (丙)に対し、令和6年度町自治会交付金、(丁)に対し自治会長 報償金の返還を求める。
 - イ 毎年度、各地域振興課管内で一つの自治会に対して町・自治会交付 金の調査を行う。
 - ウ 津市は、「(丁)が、(添付2)及び(添付3)の過大請求に対する措置を重く受けとめ、事のいきさつを隠そうとせず、丁寧に、責任の所在も含めて、(丙)の全会員に対し文書報告する。」ように助言する。

もし、この助言を(丁)が受け入れなければ、申請者である(丁)は、令和6年度自治会長報償金を全額返金し、(丙)は令和7年度の交付金、(丁)は令和7年度の自治会長報償金を半額とする。

<過大請求返還金の事実を闇から闇に葬ってはならない。>

- (3) 主張の理由(ほぼ原文のまま記載)
 - ア 町・自治会交付金・自治会長報償金の過大請求について
 - (7) 令和6年4月21日(丙)第一回町内会長会議 会議中:
 - (甲) 「今年の交付金申請は、どうなるのですか」
 - (丁) 「前年(添付1)より広報等配布対象件数、加入世帯数と も10件くらい増やす。」
 - (4) 令和6年5月15日、(乙)は、(添付2)「広報等配布対象件数(794件)、自治会活動事業の加入世帯数(768世帯)」で受け取り、交付申請書の聞き取り等の事実確認をせずに実加入世帯数(768世帯)として自治会長報償金の事務処理を行った。 <前年(添付1)のことがあるので事実確認に慎重を期すべきであった。>
 - (ウ) 令和6年12月13日(乙)に対し、
 - (甲) (添付2) 「広報等配布対象件数(794件)、自治会活動事業の加入世帯数(768世帯)」が過大請求されている。令和5年監査結果と比較して約30世帯の増加が見込まれる。ありえない話なので調査してほしい。
 - (乙)調査権限がないので調査できない。(これまでと同じ発言)
 - (甲)では、交付金申請の記入方法をどこでどのように説明して いるのですか。

- (乙) 「第1回自治会長会議 町自治会交付金」で説明しています。
- (甲) 調査できないというのなら調査ではなくていいので電話で 令和6年申請数を確認してください。
- (乙) 電話で確認します。
- (エ) 令和7年1月15日(添付4)の公文書開示日
 - (乙) 電話で確認したところ、「(丁) アパートなどの出入りで このような数字になった。」との返事。

(添付4の2ページ) 6 その他<前文略>

「市が交付金に係る予算の執行の適正を期するために必要がある と認めるときは、関係書類その他の物件を調査することがあり ますので、ご留意ください。」

- (甲) 文中に「調査することがあります。」とある。これまでの 説明と違いますよ。それとなく令和6年度交付金申請時の 過大請求数(約30件)の過大請求分の返還を求めてくだ さい。同じ年度に2回も住民監査請求されたら笑いもんで すよ。
- (乙) やってはみますができるかどうか分かりません。
- (才) 令和7年1月19日 第8回町内会長会議

令和7年度の広報など部数の報告は、「予備は入れない」で「世帯数+アパート+店舗」のみとなった。

<これまでの広報などの部数の変遷・・・○○町内会の場合> 令和5年度4月申請時・・・この数字(100)は、平成22年 ごろから?

世帯数	+	アパート	+	店舗	+	予備		
33	+	48	+	1	+	18	=	100

予備まで含めた上記数値を自治会加入の全14町内の分を合算 して822件としていた。

世帯数	+	アパート	+	店舗	+	予備		
33	+	48	+	1	+	4	=	86

予備まで含めた上記数値を自治会加入の全加入14町内の分を 合算して9月に780件と訂正した。

(カ) 令和7年2月17日 (丙)の監事に対し

- (甲) 今日、監査だったのですか。監事として過大請求をどのように処理したのですか。
- (丙)の監事 正確に記入されていた。
- (甲) 金銭面だけでなく業務の執行状態については、法律に違反 した事実が認められるでしょ。監査意見及び(丁)の弁明 などの意見は、総会等で報告されるのですか。
- (丙)の監事 それはない。
- (甲) 令和6年度町自治会交付金は、過大請求である可能性があります。返還する必要があるのでは。
- (丙)の監事 それは判らない。
- (甲) 「令和7年1月19日 第8回町内会長会議」で(甲)が 配布した資料「過大請求」を見て明らかでしょ。
- (丙) の監事 「・・・」
- (羊) 令和7年2月23日 第9回町内会長会議
 - (丙)の会計 令和6年度仮決算書の説明(添付5 補助金) 補助金(交付金)

予算額1,020,000円 決算額863,930円

- <注 交付金(1,049,160円)から返還金(185,230円)を差し引くと863,930円となる。>
- <会計、監事、会長から、過大請求に関する返金についての説明が一切ない。>
- (丙)の会計 2月現在「世帯数482世帯、アパート263世帯、企業・店舗28件」と報告する。

<備考>

津市監第47号(添付3 2ページ)より令和3年から令和6年度の世帯数、アパート及び企業・店舗の推移は、下記の通りである。

年	Ē	度	令和3年	令和4年	令和5年申請	9月修正	監査結果	令和6年申請	2月現在	過大請求数
世	带	数	462	475			479		482	
ア	・パー	- F	285	271			257		263	
加	1入世	帯 数	747	746	822	755	736	768	745	23
企	業・	店舗	26	27			29		28	
広	報配布	件数	773	773	822	780	765	794	773	21

監査結果 監査結果 (5年4月) (5年9月) (6年11月) (6年4月) (7年2月)

(甲) なぜ、過大請求の返還金を決算額に含めて減額するのですか。収入で交付金約104万円があるのにこの決算方法は

おかしい。過大請求の返還金は支出でしょ。ごちゃまぜに しないでほしい。支出項目を新たに設けて処理をしなけれ ばならないのでは。監事はこれでいいのですか。

- (丙)の監事 このままでいいと思う。
- (甲) それはおかしいでしょ。
- (丙)の副会長 令和6年度の総会は慣例どおり令和7年4月2 0日第1回町内会長会議にて行う。また、第1回町内会長 会議は、新町内会長の出席で行う。旧町内会長は出席でき ない。
- (甲)規則通りやってほしい。規約は、役員と会員となっている。 決算なのに参加できないのはおかしい。
- (丙)の副会長 以前に決定しているので旧町内会長は出席できない。<(甲)の出席の排除>なお、(甲)の町内会長の任期は令和7年3月31日で終了する。
- < 役員全員が、過大請求の返還金及び(丁)の責任を隠す意図が明確である。 >
- <現在まで令和6年度町・自治会交付金及び自治会長報償金の返還はされていない。>

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査 請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該適法な監 査請求に係る財務会計行為が違法若しくは不当な行為に当たるか否か、と した。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続については、次のとおり行った。

監査対象部局を河芸総合支所地域振興課とし、書面による事実確認を行うとともに、関係職員の陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、監査対象 部局から提供を受けた関係書類、令和7年3月17日に請求人及び関係職 員から聴取した陳述の内容により確認した事実の概要は次のとおりである。

(1) ○○自治会に対する町自治会交付金の支出について

ア 令和5年度分

- (ア) 支出負担行為日及び支出負担行為金額 令和5年5月29日(109万1,820円)
- (イ) 支出命令日及び支出命令額令和5年6月2日(109万1,820円)
- (ウ) 戻入命令日及び戻入命令額令和5年10月17日(6万770円)

イ 令和6年度分

- (ア) 支出負担行為日及び支出負担行為金額 令和6年5月31日(104万9,160円)
- (イ) 支出命令日及び支出命令額 令和6年6月3日(104万9,160円)
- ウ 加入世帯数及び広報等配布対象件数
 - (ア) 令和5年度:755世帯(780世帯)
 - (4) 令和6年度:768世帯(794世帯)
- (2) ○○自治会長に対する町自治会長報償金の支出について ア 令和5年度分
 - (ア) 支出負担行為日及び支出負担行為金額 令和5年5月29日(19万4,400円)
 - (イ) 支出命令日及び支出命令額令和5年5月29日(19万4,400円)
 - (ウ) 戻入命令日及び戻入命令額令和5年10月17日(1万3,400円(所得税420円を含む。))

イ 令和6年度分

- (ア) 支出負担行為日及び支出負担行為金額 令和6年5月31日(18万3,600円)
- (イ) 支出命令日及び支出命令額令和6年6月5日(18万3,600円)

ウ加入世帯数

(ア) 令和5年度:755世帯

(4) 令和6年度:768世帯

(3) 加入世帯数及び広報等配布対象件数の確認方法について

町自治会交付金を算定するための基礎となる加入世帯数及び広報等配布件数については、各自治会長から提出される町自治会交付金申請書(以下「申請書」という。)に記載されている数値が、前年度に申請された世帯数、件数及び3月末時点での住民基本台帳の世帯数と比較し、大きな乖離がある場合に、受付担当者が各自治会長に誤りがないかを確認することとされている。

令和6年度分として〇〇自治会から提出された申請書の加入世帯数は768で、住民基本台帳(行政区別)の世帯数を下回っていること、令和5年度の世帯数755と比較すると13世帯増加しているものの、これは住民基本台帳上の12世帯増加と近似値であり、適正な申請数であると判断し、申請書に記載された加入世帯数及び広報等配布件数をもって、町自治会交付金が支出されていた。

また、〇〇自治会長への報償金についても、申請書に記載された加入世帯数をもって支出されていた。

2 本件監査請求の適法性に係る判断

ア 適法な監査請求であると判断したもの

措置の請求のうち、アについては、住民監査請求の対象とする財務会計行為に係る請求であることから、適法な監査請求であると判断したので、監査の対象とした。

イ 不適法な監査請求であると判断したもの

措置の請求のうち、イ及びウについては、住民監査請求の対象とする財務会計行為のいずれにも該当しないことから、不適法な監査請求であると判断した。

3 適法な監査請求に係る判断

本件監査請求の争点は、令和6年6月に支出された〇〇自治会に対する町自治会交付金及び〇〇自治会長に対する町自治会長報償金が、違法 又は不当な公金の支出に当たるか否か、過大請求があったのか否かであると理解し、監査を実施した。

(1) 違法又は不当な公金の支出に当たるか否かの判断

請求人は、令和5年9月12日に、〇〇自治会及び〇〇自治会長から、令和5年度分の町自治会交付金及び町自治会長報償金について、加入世帯数及び広報配布等対象件数に誤りがあり、その一部が返還されたことを踏まえ、河芸総合支所地域振興課は、令和6年5月に申請された令和6年度分の町自治会交付金及び町自治会長報償金について、その算定基礎となる加入世帯数768世帯を慎重に事実確認すべきところ、これをしないまま支払事務を行ったと主張している。

そこで、河芸総合支所地域振興課から事実関係等を確認するため、支払書類等の写しの提出を求め、陳述時に加入世帯数の確認方法を聴取して確認したところ、河芸総合支所地域振興課は、住民基本台帳上の世帯数を上回っていないこと、世帯数の増加要因についても確認した上で、〇〇自治会に対する自治会交付金及び〇〇自治会長に対する町自治会長報償金を法令に従い適正に支出していることから、違法又は不当な公金の支出があったとは認められない。

(2) 過大請求があったのか否かの判断

請求人は、〇〇自治会の監事が監査を行った令和7年2月時点の加入世帯数及び広報等配布件数と令和6年5月の申請書に記載された加入世帯数及び広報等配布件数を比較して、加入世帯数で23世帯、広報等配布件数で21件の過大請求があったと主張している。

令和6年5月と令和7年2月時点での比較であり、この差の全てが過 大請求によるものとの断定はできないため、その可能性について、以下 のとおり検討した。

○○自治会の加入世帯数は、令和2年度772世帯、令和3年度747世帯、令和4年度746世帯、令和5年度736世帯(再修正後)と年々減少している。そのような中、令和6年度は768世帯と令和5年度と比べて32世帯増加しているということは、令和5年度中にアパートの新築等の要因があったものと考えられる。それが、令和7年2月になると、23世帯減少し、745世帯になったということは、これにも何らかの要因があったものと考えられる。わずか1年あまりでの増減であることを考慮すると、増減理由の確認が必要であり、明確な理由がないのであれば、過大請求となっている可能性は否定できない。

また、○○自治会及び○○自治会長は、令和5年9月に令和5年度分の町自治会交付金及び町自治会長報償金について、加入世帯数及び広報

等配布件数に誤りがあったとして、その一部を返還している。その後、令和6年8月の請求人からの住民監査請求と相前後して、令和6年11月20日に令和2年度から令和4年度分に加え、前年に修正した令和5年度分にも誤りがあったとして、自主返還を申し出ていることを考慮すると、令和6年度分の申請時点における加入世帯数及び広報等配布対象件数が変動しないということは不自然であり、再精査が必要であると考えられる。

以上のことから、令和6年6月時点での〇〇自治会に対する自治会交付金及び〇〇自治会長に対する町自治会長報償金の支出自体には、違法性は認められないものの、令和6年度分の申請後に、その前提となる令和5年度分の加入世帯数及び広報等配布対象件数が再修正されていることから、令和6年度分についても過大請求となっている可能性は否定できず、当該支出により市に損害が生じている恐れがあると判断し、次のとおり勧告する。

第4 勧告

1 措置すべき事項

津市長は、○○自治会に対し、令和6年4月1日時点での加入世帯数及 び広報等配布件数の再精査を求めるなど、令和6年度分として支出した町 自治会交付金及び町自治会長報償金が過大請求になっていないか事実確認 し、結果に応じて必要な措置を講じられたい。

2 措置期限

令和7年5月30日

法第242条第9項の規定に基づき、期限内に措置を講ずるとともに、 その旨を監査委員に通知すること。

第5 付言

津市自治会等交付金交付規則及び津市町自治会交付金交付要綱等による 交付金等の申請時には、従来にも増して正確に加入世帯数及び広報等配布 件数の把握をした上で、町自治会交付金及び町自治会長報償金を支出され たい。